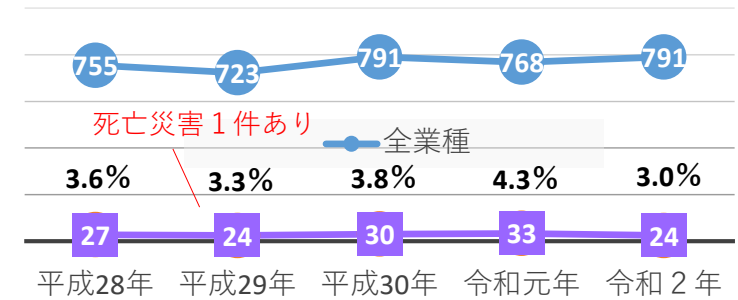


ビルメンテナンス業における労働災害防止

【ビルメンテナンス業における労働災害発生状況と対策の概要】

ビルメンテナンス業ではどのくらい災害が起きている？

立川労働基準監督署管内のビルメンテナンス業においては、近年、毎年30人前後の方が休業（4日以上）を伴う労働災害で被災しています。
令和2年は前年から減少となりましたが、全労働災害の3%を占める状況にあります（グラフ1）。



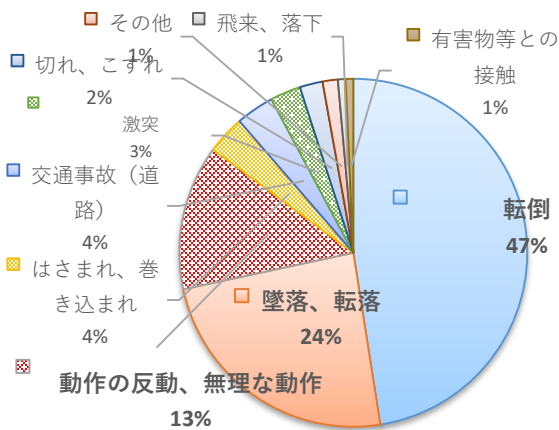
グラフ1 ビルメンテナンス業の労働災害発生状況（平成28年～令和2年）

どのような災害が起きている？

ビルメンテナンス業においては、次の3つの災害が多くなっています（グラフ2）。

- ①転倒災害 47%
- ②墜落、転落 24%
- ③動作の反動・無理な動作 13%

①②③をあわせて「行動災害」としており、この行動災害防止が重点課題となっています。

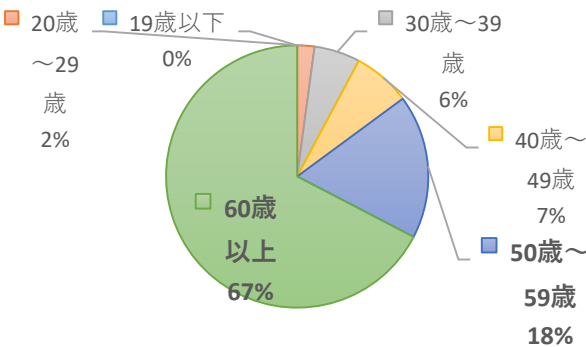


グラフ2 事故の型別発生状況（平成28年～令和2年）

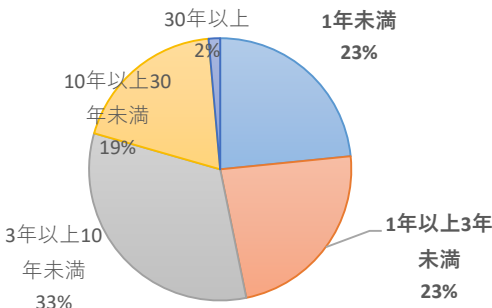
どのような年代の人が被災している？

年代別では、50歳以上で85%（60歳以上で67%）を占めているなど、高年齢層での災害が多く発生しています（グラフ3）。

経験年数別では、経験年数によらず広く災害が発生していますが、3年未満で46%を占めているなど、比較的経験の浅い方の被災が多くなっています（グラフ4）。



グラフ3 年代別発生状況（平成28年～令和2年）



グラフ4 経験年数別発生状況（平成28年～令和2年）

■ ビルメンテナンス業の災害の具体的な事例は？

転倒

- ・ トイレの床で、中腰になり、掃除機を置き、立ち上がろうとしたところ、足を滑らせ、後方に倒れた(手首骨折)。
- ・ マット清掃のため、掃除機を使用していたところ、通路上に置いていた段ボールに掃除機のコードが引っ掛かり、前のめりに倒れた(膝骨折)。
- ・ 清掃用具を持って廊下を歩いていたところ、躓いて転倒した(膝骨折)。
- ・ 清掃用具をカートに入れ、カートを押して移動していたところ、足がもつれ、前のめりに転倒した(膝裂傷)。
- ・ 廊下の清掃作業中、濡れていた箇所で足を滑らせ転倒した(手首骨折)。
- ・ 廊下の清掃作業中、自らのモップに足を取られ転倒した(膝骨折)。

➡ 膝や手首を骨折するなど、休業期間も長くなっています。

墜落・転落

- ・ ビルの窓ガラスを清掃中、6階バルコニーから転落した(死亡)。
- ・ ルーフドレンの清掃のため、脚立をはしご代わりに昇降していたところ、降りようとした際に脚立から転落した(頭部裂傷)。
- ・ 脚立を使ってロッカーの上部の清掃を行い、脚立から降りようとしたところ、足を滑らせ、転落した(手首骨折)。
- ・ 脚立を使って上部配管の清掃作業を行っていたところ、脚立が倒れ、地面に落下した(胸椎骨折)。
- ・ 脚立の天板に乗って、片手に掃除機を持って掃除をしていたところ、バランスを崩して転落した(踵骨折)。

➡ 脚立の使用(とりわけ「降りるとき」)に係る災害が多くなっています。

動作の反動・無理な動作

- ・ ごみの入った大型のポリバケツを持ち上げようとしたところ、バランスを崩し、腰部に痛みが生じた(急性腰椎症)。
- ・ エントランスの清掃中、水の入ったバケツを持ってスロープを降りていた際、水がこぼれないように踏ん張ったところ、足に痛みが生じた(脛骨折)。
- ・ タオルの入ったランドリーバケツを持ち上げようとしたところ、腰部に痛みが生じた(急性腰椎症)。

➡ 作業中の持ち上げる動作時等に腰痛を発症する災害が多くなっています。

その他

交通事故

- ・ 次の作業場所まで自転車で移動中、凍った道路で転倒した(大腿骨骨折)。

はさまれ・巻き込まれ

- ・ 入口付近で作業靴に履き替えていたところ、急に扉が閉まり、指を挟まれた(指切断)。

切れ・こすれ

- ・ ゴミ袋を運んでいたところ、中に入っていた割れたガラスで足を切った(創傷)。

具体的な労働災害防止対策はどうすればよいの？

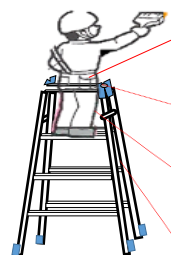
「転倒」災害防止のポイント

- 床の水濡れはすぐにふき取り、洗浄床は立入禁止とする。
- 滑りにくい作業靴を着用する。
- 床・階段は急がずゆっくりと移動する。
- 転倒の危険性、身体機能の衰えを理解する。
(適度な運動、筋力維持、バランス機能の向上)



「墜落・転落」災害防止のポイント

- できるだけ高所作業は行わない（高所用ワイパー等活用）
- 椅子等には乗らない
- 脚立使用の際はルールを確認・遵守する。
- 保護帽（墜落転落用）を使用する。



- ☐ 身を乗り出さない
- ☐ 天板作業禁止
- ☐ 反動のある作業しない
- ☐ 3点支持での昇降

「動作の反動・無理な動作」災害防止のポイント

- 中腰、ひねり、前かがみ等、不自然な姿勢をとらない。
- 同じ姿勢を長時間とらない。
- 作業台、台車などの設備は、適切な作業姿勢を確保できるものにする。
- 荷の持ち方など、作業方法についての安全教育を実施する。

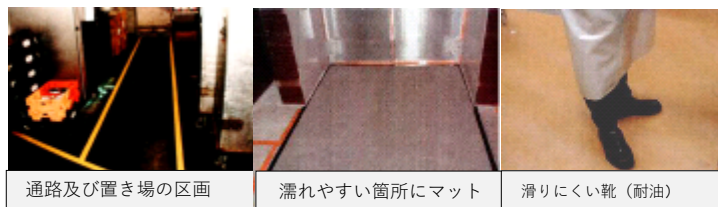


ビルメンテナンス業では、就業場所が顧客の施設・設備であるため、物理的な災害防止措置をすぐにできない場合があります。また、業務の特性上、**労働者の行動に起因する災害が多い**ため、**安全な作業方法の確立と安全教育**が重要となります。

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

6月は転倒災害防止の重点取組期間です！



STOP 転倒

検索



エイジフレンドリーガイドライン （高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



エイジフレンドリー

検索



はしご・脚立を使う前に

はしご、脚立を使うときは、チェックリストを使って点検しましょう。

「はしごを使う前に」

作業前8のチェック！！

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- はしごの上端を、上端床から60 cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

「脚立を使う前に」

作業前10のチェック！！

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

はしごや脚立からの墜落

検索

